

コミュニティバス運行業務委託指名プロポーザル方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉市（以下「市」という。）が発注するコミュニティバス運行業務委託（以下「業務委託」という。）において、企画提案書を提出する者（以下「提案者」という。）をあらかじめ数名選定し、能力等を総合的に判断する指名プロポーザル方式（企画提案型）（以下「指名プロポーザル方式」という。）により、運行に最適な者を特定し、契約の相手方を選定することを目的とする。

(対象業務)

第2条 指名プロポーザル方式の対象業務は、市が公表した「バス交通に係る対応方針」に基づき実施するコミュニティバス運行業務委託で、業務内容が運行事業者の豊富な経験と知識を必要とする運行業務を、指名プロポーザル方式に基づき発注するものとする。

(企画提案書の提出を求める者の選定)

第3条 市は、指名プロポーザル方式に基づき委託業務を発注しようとする場合は、別に定める「千葉市都市局調査等委託業者選定審査会」の審議を経て、提案者を選定するものとする。

(企画提案書の提出要請書)

第4条 市は、前条の規定により選定された提案者に別に定める企画提案書の提出要請書を送付するものとする。

2 前項の提出要請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 業務の概要に関する事項
- 二 企画提案書の作成及び記載上の留意事項
- 三 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限に関する事項
- 四 提出要請書の内容についての質問の受付及びその回答に関する事項
- 五 企画提案書を特定するための評価基準に関する事項
- 六 非特定に関する事項
- 七 その他、市が必要と認めた事項

3 前項第五号の評価基準については、別に定める「コミュニティバス運行事業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）」において決定する。

(企画提案書の提出)

第5条 企画提案書の提出要請書を受領した提案者は、当該業務に係る企画提案書を提出するか否かの意思表示をしなければならない。

2 当該業務に係る提案者は、別に定める期日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 資格審査書類
- 二 企画提案書
- 三 その他要請書において特に指示された事項

3 提案者は、他の者の協力又は学識経験者等の助言を受けることができるものとするが、企画提案書にその旨を記載するものとする。

4 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(企画提案書の特定)

第6条 市は、提出された企画提案書を選定審査会に諮るものとし、選定審査会は、当該業務について最適な運行予定者を特定するものとする。

2 選定審査会は、前項により運行予定者を特定する場合には、必要に応じ提案者に対し、ヒアリングを実施することができるものとする。

3 市は、第1項により特定した契約予定者に対し、企画提案書を特定した旨の通知を行うものとする。

(非特定の通知)

第7条 市は、提案者のうち企画提案書が特定されなかった者に対しては、企画提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を第4条第2項5号の各評価項目のいずれの観点から特定しなかったかを明らかにした書面により通知するものとする。

2 前項による通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（国民の休日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く。）以内に、書面により説明を求められることができるものとする。

3 市は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して7日（休日等を除く）以内に、書面により回答する。

4 前各号に掲げる事項については、企画提案書提出要請書において明らかにするとともに、第2項に掲げる事項は第1項の通知においても明らかにするものとする。

5 第1項の通知は、前条第4項の通知と同時に行うものとする。

6 市は、第3項の回答内容を選定審査会に報告するものとする。

7 特定されなかった企画提案書は、提出者に返却するものとする。

(契約の締結)

第8条 市は、第6条第1項により特定した契約予定者とされた者と、予定価格の範囲内で契約を締結するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか指名プロポーザル方式の発注に必要な事項は、その都度定めるものとする。

附則

この要領は、平成17年 5月30日から施行する。

この要領は、平成25年 5月23日から施行する。